

神崎町男女共同参画推進計画



令和8年4月 神崎町

はじめに

我が国では、少子高齢化の進行、人口減少、地域社会の担い手不足など、暮らしを取り巻く環境が大きく変化しています。

一方、国際情勢においては、国連で採択された「持続可能な社会・経済・環境」を目指す「SDGs」の中で、「男女平等と女性の意思決定への参画・能力発揮」を重要なテーマとしています。



本町では、このような社会情勢を踏まえ、町民一人ひとりが性別にかかわらず、互いに尊重され、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、「神崎町男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画は、国および千葉県の男女共同参画に関する計画を踏まえ、神崎町の実情に即した施策を総合的・計画的に推進するための指針となるものです。また、町民の皆様、関係機関・団体と連携しながら、本計画を着実に推進してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、アンケートにご協力いただきました町民の皆様、ご意見をいただいた皆さまをはじめ、関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和8年4月

神崎町長 椿 等

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画社会とは	2
2 国・県の動向	3
3 神崎町の現状	3

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	4
2 基本目標	4
3 重点的に取り組む施策	4
4 計画の体系	5

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり	7
基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	13
基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり	15

第5章 推進体制と進行管理

1 さまざまな団体と連携した推進体制	17
2 計画の推進管理	17

用語集	18
-----	----

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という）や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）などが施行され、男女共同参画社会の形成に向けた取組は着実に進められてきました。

一方で、家族形態や働き方、価値観の多様化が進む中、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として残っており、解決すべき課題も存在しています。

本町では、これらの課題を解消し、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進するための指針として、「神崎町男女共同参画推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- ①この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画であり、神崎町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- ②この計画は、国・県の基本計画及び「神崎町第 5 次総合計画」をはじめとする町の関連諸計画との整合を図りながら、本町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- ③この計画は「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けています。
- ④この計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づき、町内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けています。

3 計画期間

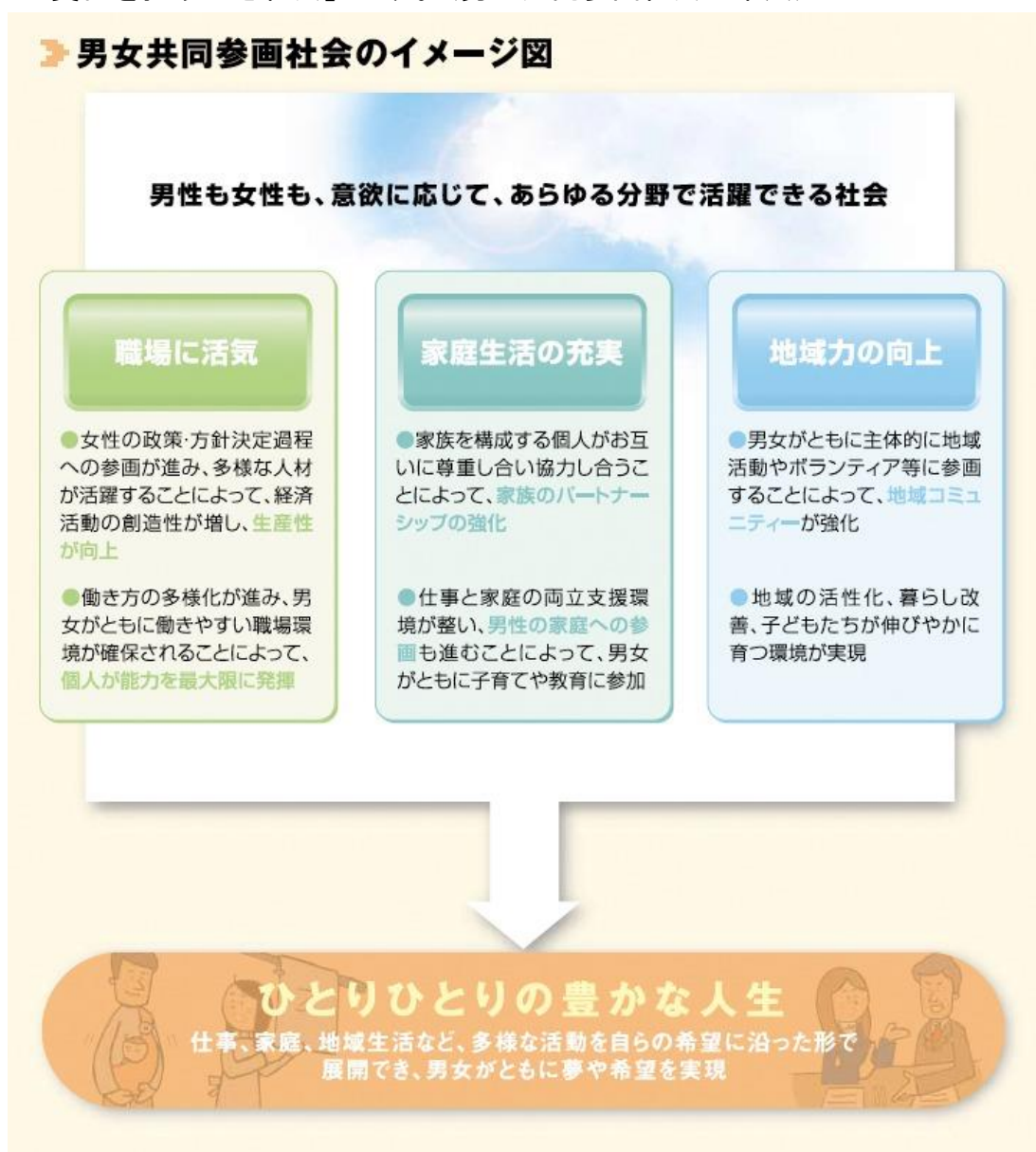
本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法）

男女共同参画社会のイメージ図



（出典：内閣府ホームページ）

2 国・県の動向

国では、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の制定に始まり、男女共同参画の推進に向けた様々な法制度が整備されてきています。

令和 5 年 5 月には「DV 防止法」が改正され、令和 7 年 6 月には「女性活躍推進法」が改正されました。また、令和 5 年 6 月には、性的志向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れ、多様性に寛容な社会の実現を目的とした「性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 法）」が施行されました。その他にも、令和 6 年 4 月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行がなされました。

加えて、令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定、令和 5 年 12 月に一部変更され、令和 7 年 12 月には「第 6 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

千葉県では、令和 6 年に施行された「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を基盤に、推進員制度やシンポジウムを通じて、第 6 次千葉県男女共同参画計画が策定されました。計画では「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」を目指し、各施策の推進を図っています。

3 神崎町の現状

神崎町では、人口減少と高齢化が進行し、地域活動や自治会運営、防災活動などにおける担い手不足が課題となっています。また、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の他、政策・方針決定過程への女性参画が十分でない現状という課題がみられます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

神崎町では、町・町民・事業者が協力して男女共同参画を推進していくことにより、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に支え合い、安心して暮らせる町の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

3 重点的に取り組む施策

これまで推進してきた取り組みや基本理念、「神崎町まちづくりに関するアンケート（以後アンケートとする）」などから町民の要望を併せて、次の施策を重点的に取り組みます。

施策1 男女共同参画の意識作り

施策2 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

施策3 DV・ハラスメント対策の推進

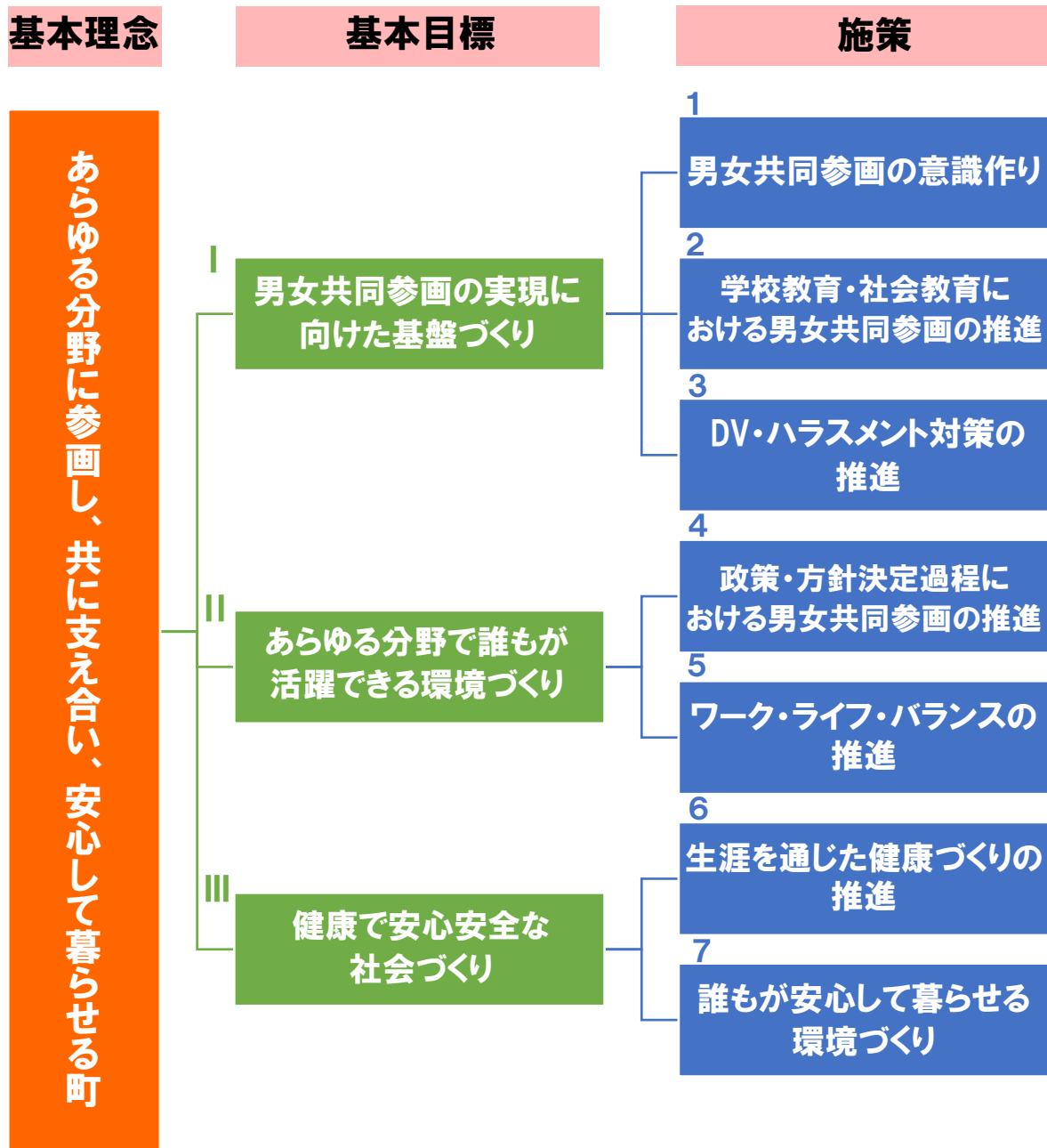
施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

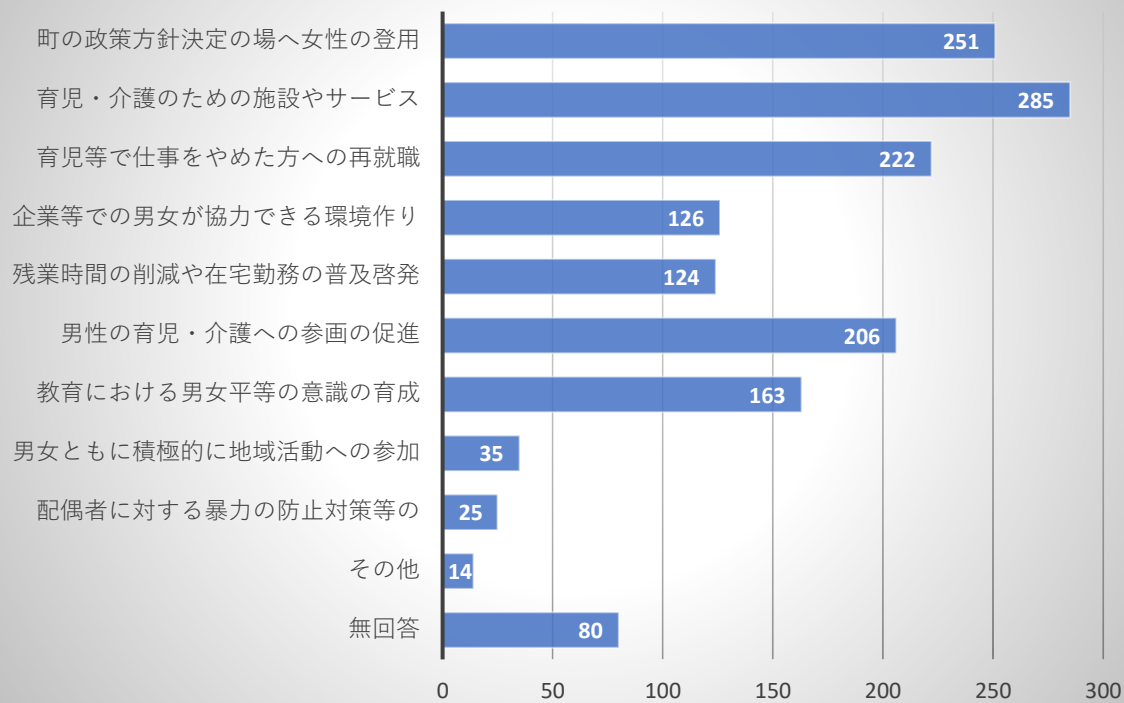
施策6 生涯を通じた健康づくりの推進

施策7 誰もが安心して暮らせる環境づくり

4 計画の体系



① 男女共同参画のために町に望むこと



神崎町まちづくりに関するアンケートより(令和6年度)

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

施策1 男女共同参画の意識作り

【A】現状と課題

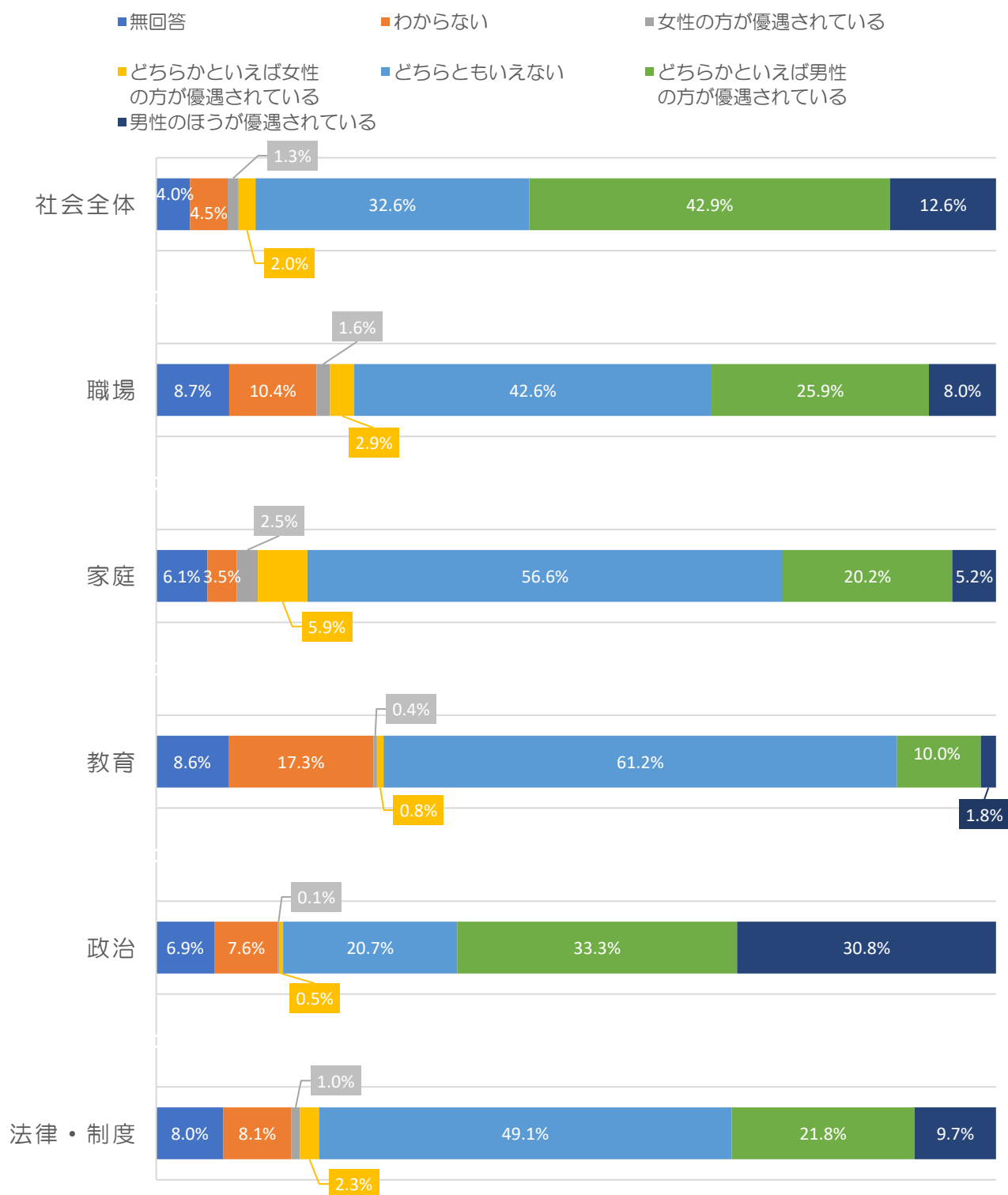
男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、法律や制度において進展を見せてきましたが、8ページのアンケート②からは依然として社会全体としては男性が女性より優遇されていると感じている回答が多くありました。

すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、あらゆる人に対する意識づくりが必要です。また、男女共同参画について町民の理解をさらに深めるためにも、内容や啓発方法を工夫しながら、さまざまな機会や媒体を通じ、情報提供や啓発活動に努めていく必要があります。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動	広報こうざきやホームページ等で男女共同参画の情報を発信します。活動において、千葉県や近隣市町村と共同し、事業を実施していきます。	総務課
関連図書の周知	神崎ふれあいプラザ内の図書室において、関連図書の紹介及び資料等の展示を行い、男女共同参画について周知します。	教育委員会

② 男女共同参画の状況について



神崎町まちづくりに関するアンケートより(令和6年度)

※グラフは小数点第2位の切り下げと切り上げを行っているため、100%にならない場合があります

施策2 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

【A】現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに自立して能力を発揮できる社会形成が必要です。その基礎は教育・学習です。

8 ページのアンケート②では 61.2%が「どちらともいえない」、つまり、どちらかが優遇されているわけではないという認識でした。しかし、男女共同参画のために町が望むこととして、6 ページのアンケート①の「教育における男女平等の意識の育成」は 163 件と町民の関心は高く、教育や学習の充実が求められています。

学校教育においては児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図り、その個性と能力を発揮できる教育の推進が必要です。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女平等、人権教育の推進	各学校における授業や子どもたちの様々な活動の中で、人権尊重や男女平等教育を推進します。	教育委員会 町民課
教育相談と進路指導の充実	交友関係などの悩みを相談できる窓口の充実や男女平等教育・人権教育を通して自己の個性にあった進路を選択できる力を育みます。	教育委員会
各種講座の開催	男女共同参画の視点を盛り込んだ講座の開催に努めます。	教育委員会
教職員の研修	教職員に対し、男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等の視点を取り入れた研修会への積極的な参加を促します。	教育委員会

施策3 DV・ハラスメント対策の推進

【A】現状と課題

人権の尊重は社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。そして、自治体においては、あらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくりが求められています。

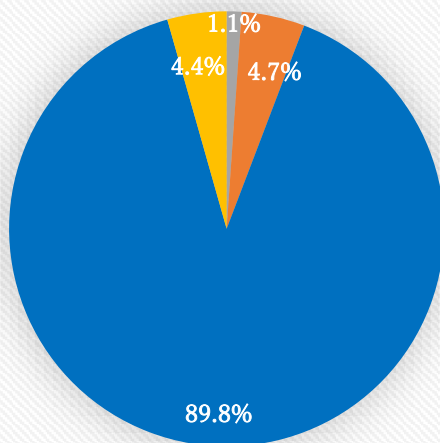
11～12 ページのアンケート③～⑤では「DV」に関して殴る・蹴るといった身体的な暴力が「1～2度あった」と答えた人が4.7%、暴言などの精神的な暴力が「1～2度あった」と答えた人が9.2%となりました。そのうち誰にも相談しなかった人が半数近くになりました。

このようなことから被害者が相談しやすい環境づくり、相談・支援体制、生活再建等の取り組みを充実させていく必要があります。また、夫婦間や家庭に限らず、社会全体での暴力の根絶として啓発活動などを行っていくことも必要です。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
児童虐待防止・予防に関する啓発	児童虐待防止・予防に関する啓発を行います。	保健福祉課
相談体制の充実	安心して相談できる相談窓口の充実に努めます。また、県や関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	保健福祉課
被害者の支援	被害者の状況に配慮した、質の高い支援が受けられるように、県や関連機関と連携を強化して支援に取り組めます。	保健福祉課
戸籍事務における被害者支援措置の実施	住民基本台帳事務、戸籍事務において被害者を保護する措置を徹底し、被害者の保護に努めます。	町民課

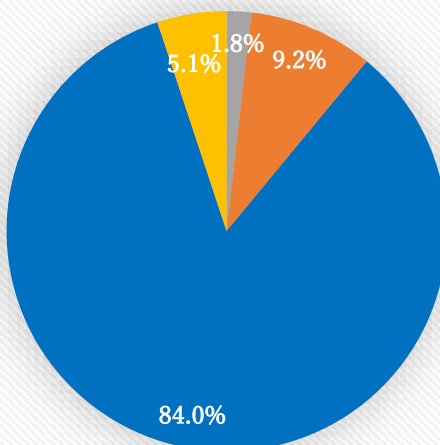
③身体的なDV被害



■何度もある ■1, 2度ある ■全くない ■無回答

神崎町まちづくりに関するアンケートより（令和6年度）

④精神的なDV被害

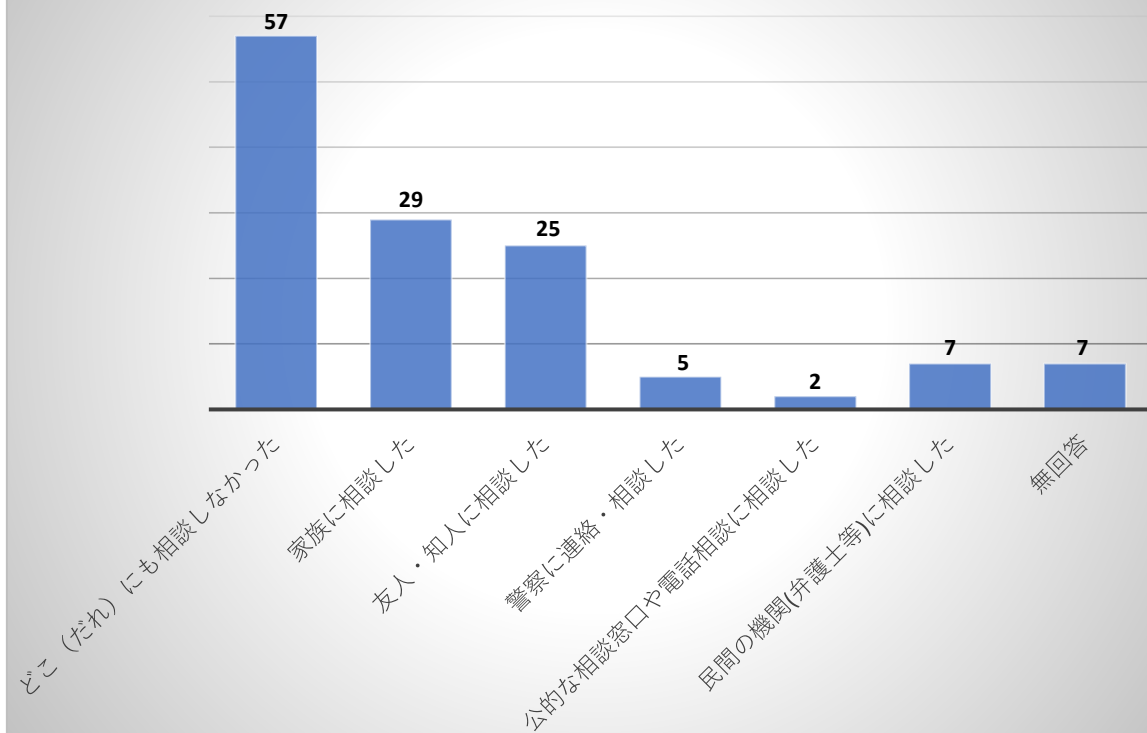


■何度もある ■1, 2度ある ■全くない ■無回答

神崎町まちづくりに関するアンケートより（令和6年度）

※グラフは小数点第2位を切り下げと切り上げを行っているため、100%にならない場合があります

⑤ DV被害に関する相談先



神崎町まちづくりに関するアンケートより（令和6年度）

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【A】現状と課題

町の政策や方針決定に寄与する審議会や委員会において、女性の登用を進めることは、町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることにつながります。

審議会等の政策・方針決定過程への女性参画率は26.3%（内閣府HP令和6年市区町村見える化マップ）となっており、低い状況であると言えます。男女共同参画社会の実現のためにはあらゆる分野の政策・方針決定過程において、男女が共同して進めていくことが重要です。

また、将来にわたって活力ある社会を構築し、一人一人が自身の能力を十分に発揮できるよう労働・意思決定の場での男女共同参画の推進が求められています。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
自治会、町内事業者への男女共同参画意識の啓発	自治会、町商工会、関係団体と連携し、男女共同参画事業の周知・啓発を行います。	総務課 まちづくり課
審議会等への公募推進	男女が広く町政に参画できるように、女性委員の登用を促進し、公募枠の設定・配慮に努めます。	各関係課

施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

【A】現状と課題

男女がともに社会の様々な活動に参画していくためには、家族や職場、地域の理解と協力が不可欠です。しかし、男性中心型労働慣行や長時間労働による仕事中心の生活スタイルにより、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスをとることが困難となっています。

ワーク・ライフ・バランスをとることで、男女が対等な立場で相互に協力し合い、家庭生活・職業生活・社会生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

このような社会を実現するため、一人ひとりの働き方や暮らし方の意識の改革や職場における働き方改革の推進、子育てに関する支援サービスの充実、介護サービス支援が必要です。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	広報やホームページを活用し、町民や事業者への啓発を行います。	総務課
育児休業・介護休暇制度の普及・取得促進	町や町内事業者への制度の普及や取得促進に努めます。	総務課 まちづくり課
子育て支援サービスの充実	「どんぐりの森」や学童保育の充実に努め、子育て世帯を支援するとともに、保育士の確保を行い、仕事と子育ての両立を支援します。	保健福祉課
介護サービスの支援	仕事と介護の両立をする方々の負担を軽減するため、ライフスタイルに応じた介護サービス情報を提供します。	保健福祉課

基本目標Ⅲ 健康で安心安全な社会づくり

施策6 生涯を通じた健康づくりの推進

【A】現状と課題

男女がお互いの身体的性差を理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成において重要です。

そのためには、男女がともに将来にわたって健康に過ごせるように健康について正しい知識と理解を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことや、的確な保健・医療を受けることが必要です。

さらに、ライフステージに応じた各種健診・検診の受診を推進するとともに、健康に関する知識を提供し、生涯を通して健康な生活を送れるような切れ目のない支援が求められています。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
健康づくりの推進	生活習慣病の予防や早期治療を推進し、健康状態の向上を図ります。	保健福祉課
妊娠・出産・育児への支援	「パパママ教室」や「離乳食教室」などを通して、妊娠・出産・育児の正しい知識を普及し、夫婦で協力して出産や育児に取り組めるよう支援します。	保健福祉課
思春期教育の充実	思春期の子どもの心と体の健全な育成を目指した啓発を行います。	保健福祉課 教育委員会
スポーツを通じた健康推進	老若男女を問わず、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的な生活を送れるように支援します。	教育委員会

施策7 誰もが安心して暮らせる環境づくり

【A】現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠です。誰もが自立していきいきと社会に参画し、多様性を尊重された安心して暮らせる環境が求められています。

令和7年4月時点の神崎町の65歳以上の人口割合は36%となっています。高齢化が進む中で、介護や生活支援だけでなく、健康維持や生きがいづくりなどを含めた総合的な支援の推進が必要です。

また、高齢者に限らず、全世代の生活支援や社会参画を推進するとともに職場や家庭などの様々なコミュニティにおけるハラスメント対策のほか、防災・防犯においても男女共同参画の推進が必要です。

【B】施策と事業内容

具体的な施策名	事業の概要	担当課
介護予防教室の充実	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持って安心して生活できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を行います。	保健福祉課
就労支援	母子家庭などのひとり親家庭や障がいのある人の就労を各関連機関と連携して、支援を行います。	保健福祉課
相談支援体制の充実	高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の様々な相談に応じた情報の提供及び助言を行うとともに、的確な支援を行っていきます。	保健福祉課
さまざまな視点を取り入れた防災体制の整備	女性や外国人、障がい者などのさまざまな視点を取り入れた備蓄品と、避難所運営計画の整備を行います。	総務課

第5章 推進体制と進行管理

1 様々な団体と連携した推進体制

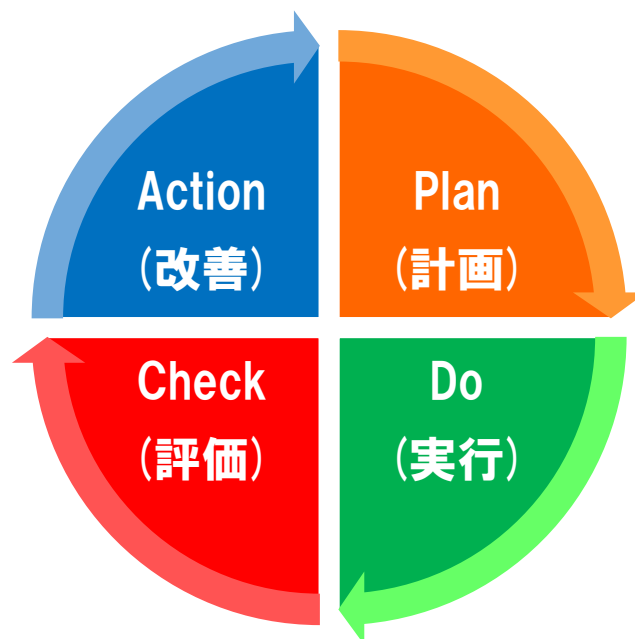
本計画を推進するためには、町、町民、事業者などが計画に対する理解を深め、全町的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

また、国・県等関係機関、近隣自治体との連携を図り、相互協力した施策を目指します。加えて、庁内において、職員の意識を高めるとともに幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

2 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策は総合的なものであり、本計画を効果的に推進するため、町民や各団体・事業所等との連携を図ります。また、地域に男女共同参画社会の啓発活動を推進し、町一体となった男女共同参画を進めていきます。

PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、神崎町総合計画の効果検証や男女共同参画の制度改正等を踏まえ、計画の見直しや新たな施策の展開を進めていきます。



用語集

●アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みや偏ったモノの見方のことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていくます。

●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成28年4月に施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

●DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。

●LGBT

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender)、の頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人たちを表す総称です。

●男女共同参画基本法

平成11年6月23日に公布、施行された法律で男女共同参画の基本理念を定めています。国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにし男女共同参画社会の形成に関する施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的としてつくられた法律で、平成13年4月13日公布、平成13年10月13日に施行されました。この法律は、配偶者等からの暴力を「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために保護命令制度の規定、婦人相談所（千葉県では女性サポートセンター）の位置づけ、関係機関相互の連携協力など被害者支援のための仕組みを規定しています。

●ハラスメント

職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で起こり得るものであり、相手の意思や尊厳を無視した言動により、不快感や不利益、精神的・身体的苦痛を与えることをいいます。

●ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。